

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計状況が急変し学業の継続が困難になった場合、松山短期大学特別奨学金制度により経済支援を行います。詳しくは、短期大学事務室に相談してください。

## 松山短期大学特別奨学金制度の概要

天災その他の災害、主たる家計支持者の死亡、疾病、失職等の突発的な事情により、学費の支弁が著しく困難になった方に対する給付型の奨学金制度です。該当する場合は短期大学事務室に相談してください。

対 象	以下のいずれかに該当する松山短期大学生 1. 主たる家計支持者が死亡、失踪、離別、破産、会社都合による失職、長期の療養を必要とする病気や事故等により、家計状況が急変した場合 2. 火災、風水害、震災等の災害により著しい被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大もしくは収入が激減した場合 ※出願は上記事由が発生した時から1年以内。ただし、新入生に限り入学前の6カ月以内に上記事由が発生した場合を含むことができる。
給 付 額	当該学期の学費の全額または半額相当額
給 付 期 間	申請事由により1年を限度に給付
要 件	1. 家計基準 日本学生支援機構第一種奨学金受給資格に定める認定所得金額が0に満たない方 2. 成績基準 全額：標準取得単位数以上かつ学業成績係数 2.2 以上 (家計支持者の死亡・失踪) 半額：標準取得単位数以上かつ学業成績係数 2.0 以上 (家計支持者の死亡・失踪、離別、失職、長期療養等) ※1年次生は、全額・半額とも高等学校又は中等教育学校後期課程における評定平均値 3.5 以上とする。
受 給 の 制 限	本学の他の奨学金制度と併せて受給することはできない。

※上記の奨学金は年間を通じて随時採用します。

※詳細及び申請方法等については、学生課までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

短期大学事務部 短期大学事務室

場 所： 4号館1階

直通電話： 089-926-7267

窓口時間：授業期間 14:00~17:00、

夏季時間 09:00~16:00

上記以外 09:00~17:00